

第1号訪問事業・訪問介護重要事項説明書

(令和7年1月1日現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-539-3631

氏名 立川 直樹 与儀 春菜

受付時間：午前8時30分～午後5時30分

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. ヨコタヘルパーステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	ヨコタヘルパーステーション
所在地	東京都福生市福生 2300-4
介護保険指定番号	訪問介護 (1374400248)
サービスを提供する地域	福生市

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉主事	1		従業員、業務の管理	1
サービス提供責任者	介護福祉士	2		訪問介護員の指導等	2
	ホームヘルパー2級			訪問介護員の指導等	0
事務職員			0		0
従業者	介護福祉士		2	訪問介護の提供	2
	ホームヘルパー2級		8	訪問介護の提供	8
	准看護師		0	訪問介護の提供	0

(3) サービスの提供時間帯

曜日 \ 時間	通常時間帯	早朝	夜間	深夜
平日	8:00～18:00	○	○	○
土・日・祭日	8:00～18:00	○	○	○

*時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容

(1) 自立支援を目的とした生活全般にわたる支援

(2) 有償援助

◇別紙料金表による有償（自費）サービス

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの予防給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割（カッコ内）です。ただし、介護保険の予防給付範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

①基本料金（単位：円） （単位数×福生市5級地10.70円）

予防訪問介護Ⅰ	週1回程度の利用	1ヶ月	12,583円 (1,259円)
予防訪問介護Ⅱ	週2回程度の利用	1ヶ月	25,134円 (2,514円)
予防訪問介護Ⅲ	(Ⅱ)を超える利用	1ヶ月	39,878円 (3,988円)

○A3訪問型サービスA（緩和型）220単位：2,354（236円）/1回

②初回加算 2,140円（214円） （単位数×福生市5級地10.70円）

新規に訪問介護計画を作成したお客様に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合又は訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、加算されます。

③A2：訪問型独自サービス処遇改善加算（Ⅱ）

上記単価に加えてご利用総額の22.4%が加算されます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、訪問介護員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(3) その他

- ①利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用はお客様のご負担になります。
- ②毎月、15日に前月分の請求をいたしますので、28日までに
お支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。
支払い方法は、口座振替・現金持参の中から契約の際に選択して
頂きます。（口座振替利用者：領収書は翌月請求書の持参時）

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話等でお申し込み下さい。当事業所のサービス提供責任者が訪問します。契約を結び、居宅サービス計画を基に訪問介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。

*居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

○利用者が介護保険施設に入所した場合

○介護保険予防給付でサービスを受けていた利用者の要支援認定区分が、非該当（自立）または、要介護区分と認定された場合

*要介護区分に認定された場合、条件を変更して再度契約することができます。

○利用者が死亡した場合

④その他

○当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合。守秘義務に反した場合。利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。または当社が倒産した場合。利用者は文書で解約通知することによって即座にサービスを終了することができます。

○利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合。

または利用者や家族等が当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

事業所の訪問介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

事業の実施に当たっては、関係区市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方は、お申し出下さい。
男性ヘルパーの有無	○	
従業員への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化があった場合は、事前の打ち合せにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

主治医	主治医氏名
	連絡先
家族等	氏 名
	連絡先

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族・市町村・関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、事業者の雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

11. サービス内容に関する苦情

(1) 利用者相談・苦情担当

担当： 立川 直樹 電話 042-539-3631

(2) 当事業所以外に下記連絡先にて相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

福生市役所 介護福祉課 介護保険係	042-551-1764
東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適性化委員会	03-5283-7020
東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部相談指導係	03-6238-0177

12. 当事業者の概要

名称	社会福祉法人 もくせい会
代表者	理事長 稲垣 美彦
所在地	東京都福生市福生2300-4
電話番号	042-553-6633

定款の目的に定めた事業

(1) 第一種社会福祉事業

① 特別養護老人ホームヨコタホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

① 老人デイサービスセンター（高齢者在宅サービスセンター）の経営

② 老人短期入所事業（ヨコタホーム）

③ 老人居宅介護等事業（ヨコタヘルパーステーション）

④ 障害福祉サービス事業（居宅介護 ヨコタヘルパーステーション）

⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム ヨコタ）

(3) 公益事業

① 居宅介護支援事業（指定居宅介護支援事業所武蔵野）

② 地域包括支援センター事業（福生市地域包括支援センター武蔵野）

施設・拠点等

通所介護	1ヶ所
特別養護老人ホーム	1ヶ所
短期入所生活介護	1ヶ所
訪問介護	1ヶ所
居宅介護支援事業所	1ヶ所
認知症対応型共同生活介護	1ヶ所
地域包括支援センター	1ヶ所

令和 年 月 日

介護予防訪問介護の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

〈事業所名〉 ヨコタヘルパーステーション
〈事業所番号〉 13744000248
〈所在地〉 東京都福生市福生2300-4
〈名称〉 社会福祉法人 もくせい会
〈代表者名〉 理事長 稲垣美彦 印

説明者 所属 ヨコタヘルパーステーション

氏名 _____ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、介護予防訪問介護サービスの提供について同意しました。

利用者

(住所)

(氏名)

印

家族代表 (続柄)

(住所)

(氏名)

印

代理人 (間柄)

(住所)

(氏名)

印
